

別記様式第1号（第5条関係）

板倉町許可第3号

許 可 書

住 所 群馬県館林市美園町26番14号

氏 名 有限会社 星山商店

代表取締役 星山 高德

令和8年4月15日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条および板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条の規定により、次のとおり許可する。

令和8年5月11日

板倉町長 小野田 富 康



営業所の所在地及び名称	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀3751番1
一般廃棄物処理業者名	有限会社 星山商店
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥を除く）
収集、運搬及び処分の別	収集、運搬
営業許可の期間	令和8年5月1日～令和10年4月30日
条 件	別紙のとおり